監査報告書

当監事会は、国立大学法人法(平成15年法律第112号)第11条第4項及び同法第35条において準用する独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第38条第2項の規定に基づき、国立大学法人信州大学の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第3期事業年度の業務について監査し、その結果について以下のように報告いたします。

I 監査の方法

- (1) 監事会において、監査の方針等、監事監査計画を定めました。
- (2)役員会等の重要会議に出席して法人の業務運営状況を把握し、重要案件の審議の経過を聴取するとともに、必要に応じて意見を述べました。
- (3) 中期目標・中期計画の平成18年度の実施状況について、出席している会議等での審議の過程を通して把握し、「平成18事業年度に係る業務の実績に関する報告書」を検証しました。
- (4) 監事に回付される重要な文書、決裁書類を閲覧しました。
- (5) 内部会計監査及び物品検査の結果とそれに基づく指摘事項の報告を受けました。
- (6)会計監査人から監査の計画及び結果の説明を受け、その監査に随時立会い、かつ、 財務諸表、決算報告書、事業報告書等について検証しました。
- (7) 内部監査室の調査結果の報告を受け、平成17年度の監事監査報告における監事 の意見等への学内の取組状況を検証しました。
- (8) 臨時監査として、①学生等の確保対策及び教育活動への取組状況全般の調査と② 平成16年度及び平成17年度の臨時監査結果に関する追跡調査を実施しました。

Ⅱ 監査の結果

- (1) 会計監査人みすず監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。
- (2) 会計処理は正しく正確に実施されており、財務諸表についても正しく記載され、特に指摘すべき事項は認められません。
- (3) 事業報告書は、国立大学法人信州大学の業務の運営状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 学長、理事及び副学長の職務執行に関し、不正の行為又は法令若しくは規程に違 反する重大な事実は認められません。
- (5) 定期監査及び臨時監査の結果に基づき、法人として改善を要する事項についての 意見を学長に提出しました。

平成19年6月25日

国立大学法人信州大学 監事会

監事 梶谷 誠 印

監事 堀井 朝運 印